○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送契約（第三条・第五条）
第二節　貨物の受取及び引渡し（第六条・第十七条）
第三節　積付け（第十八条・第十七条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十八条・第二十二条）
第五節　指図（第二十三条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十二条）
第七節　運賃、料金等（第三十三条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第五十二条）
第九節　運給路線運輸（第五十三条・第五十六条）
第三章　積込みなし取卸し等（第六十二条・第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、特別貨物自動車運送事業を行います。

3　当店は、特別貨物以外の貨物の運送を行います。

4　当店は、貨物梱包業務を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約については、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の運送契約に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物の運送の場合のその他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送店の貨物の引渡期間は、次の日を含む二日間とします。

一　輸送距離（貨物の運送の距離をいう。）が二百キロメートルを超えない場合　当日

二　輸送距離が二百キロメートルを超える場合　二日

3　集配拠点間　集貨及び配達を行わない。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「運送申込書」という。）を提出することを求めます。

一　当店の商号及び住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びこれらの荷造りの種類及び個数

三　集貨及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他向屋建築物にあっては、その名称及び次の号に掲げる事項を含む。）

四　集貨及び配達先又は発送地及び到着地の郵便番号

五　集貨及び配達先又は発送地及び到着地の電話番号

六　運送の段種別

七　高価品については、「貨物の品名」の欄の種類及び性質の明細

八　危険品（第十七条第二項に規定する危険品をいう。）については、その旨

九　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

十　荷造の種類及び個数

十一　第十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十二　運送保険に付するときは、その内容

十三　特約事項があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する旨

十五　運送申込書の提出年月日

十六　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方式（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを法令で定めているときは、当店の運送申込書は提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、運送申込書の提出があった場合には、当該運送を引受けるとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、運送を引受けるとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者の申込者であるときは、この限りでありません。

一　申込者により第十十条に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

二　申込者により第十十条に規定する附帯業務の松込み又は取り卸しの委託があったときは、その旨

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受者の交付年月日

五　運送引受者の氏名又は商号

六　運送引受書の交付を受ける者の氏名又は商号

2　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算」、「荷造りごとに」、これをします。

3　当店は、荷造の種類が第一号に掲げるものであるときは、第一項第二号に掲げるものをいいます。

（荷造り）

第八条　当店は、荷造（第七条第一項の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の場合に当り、荷造を行うに当り、運送の扱の識別その他その交付物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷造を行うに当り、請求することができます。

2　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造が十分でない旨の申出があるときは、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造に対して、集貨、持込みなしを行います。

4　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の見やすい場所、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物についてはその旨、その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（荷造の種類）

第九条　当店は、荷造の種類を、次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷造名及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　個数

4　前項の運送の取扱いに必要な事項

（荷造品及び貴重品）

第十条　当店は、荷造（第七条第一項の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の場合に当り、荷造品（荷造の種類が十分でないと認めるときは、荷造を行うに当り、運送の扱の識別その他その交付物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷造を行うに当り、請求することができます。

2　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造が十分でない旨の申出があるときは、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造に対して、集貨、持込みなしを行います。

4　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の見やすい場所、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物についてはその旨、その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（荷造品及び貴重品）

第十一条　当店は、荷造品は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷造名及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　個数

4　前項の運送の取扱いに必要な事項

（危険品）

第十二条　当店は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、その旨、その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

2　荷造人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を作成して前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十三条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷造人又は荷受人に対して、運賃、料金、持込みなしを行います。

2　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造が十分でない旨の申出があるときは、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造に対して、集貨、持込みなしを行います。

4　当店は、荷造の種類が十分でないと認めるときは、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の見やすい場所、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物についてはその旨、その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運送の拒絶及び性質の確認）

第十四条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、申込者が前項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

3　当店は、前項の場合において、その会社の中で、これを点検することがあります。

4　当店は、申込者が前項の点検をしないときは、これを拒絶することができます。

5　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

6　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

7　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

8　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

9　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

10　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

11　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

12　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

13　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

14　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

15　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

16　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

17　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

18　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

19　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

20　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

21　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

22　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

23　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。

24　当店は、第一項の規定による通知をしないときは、これを拒絶することができます。